

# 被保険者（本人）の給付一覧

法定給付 (健康保険法で決められた給付)			付加給付 (当健保組合独自の給付)
給付の種類	支給要件	給付内容	法定給付に加えて支給

## ●病気やけがをしたとき

療 養 の 給 付	保険医療機関に保険証を掲出して、病気やけがの療養を受けたとき	保険適用分の医療費の7割 ●70歳～74歳の場合 【一般】8割 平成26年3月31日以前に70歳に達している人は9割（健康保険組合から8割／公費から1割） 【現役並み所得者※】7割
保険外併用療養費	保険外の療養を併用したとき、健康保険のワケ内は上記と同じ	
療 養 費	立替払いをしたとき	基準により算定した額を支給
高 額 療 養 費	1ヵ月1件の医療費自己負担が右記の限度額を超えたとき、超えた額を支給（世帯合算等の負担軽減措置あり）	●以下の自己負担限度額（1ヵ月）を超えた額 【標準報酬月額83万円以上】 252,600円＋（医療費－842,000円）×1% 【標準報酬月額53～79万円】 167,400円＋（医療費－558,000円）×1% 【標準報酬月額28～50万円】 80,100円＋（医療費－267,000円）×1% 【標準報酬月額26万円以下】57,600円 ●直近12ヵ月間に3ヵ月以上高額療養費に該当した場合、4ヵ月目からは自己負担限度額が低額になります ●70歳～74歳の自己負担限度額は異なります
合算高額療養費	同一世帯内で21,000円以上の自己負担が1ヵ月に2件以上あり、その額を合算すると限度額を超えたとき	
高額介護合算療養費	1年間に医療と介護にかかった自己負担の合算額が限度額を超えたとき	1年間に医療と介護にかかった自己負担の合計額が所得区分に応じ定められた自己負担限度額を超えたとき、超過分を医療にかかった自己負担の比率に応じて按分した額を支給
訪問看護療養費	訪問看護を受けたとき	看護費用の7割 ※70～74歳の給付割合は療養の給付と同様です
入院時食事療養費	入院して医療機関から食事の提供を受けたとき	1日3食780円を限度に1食260円を超えた額 ※低所得者には負担軽減措置があります
入院時生活療養費	65歳以上の人が療養病床に入院したとき	食費として1日3食を限度に1食あたり460円を超えた額、居住費として1日320円を超えた額 ※低所得者には負担軽減措置があります。
移 送 費	歩行が困難な状態で転院などをするとき	健康保険組合が算定する基準額の範囲内の実費

- 一部負担還元金
  - 合算高額療養費付加金
  - 訪問看護療養費付加金
- 自己負担額（1ヵ月、1件ごと。高額療養費・合算高額療養費は除く）から下記の金額を控除した額（1,000円未満不支給・100円未満切り捨て）
- ①一般：  
25,000円＋（かかった医療費－267,000円）×1%  
（ただし、かかった医療費が267,000円以下のときは25,000円）
- ②上位所得者：診療月の標準報酬月額が53万円以上の人  
43,000円＋（かかった医療費－500,000円）×1%  
（ただし、かかった医療費が500,000円以下のときは43,000円）

## ●病気やけがで働けないとき

傷 病 手 当 金	療養のために休職し、給料を受けられないとき	休業1日につき標準報酬日額の3分の2相当額 ●支給期間：支給開始日から1年6ヵ月間
-----------	-----------------------	--

## ●出産をしたとき

出 産 手 当 金	出産のために休業し、給料を受けられないとき	休業1日につき標準報酬日額の3分の2相当額 ●支給期間：出産の日以前42日（双子以上の場合には98日。出産予定日が遅れた場合はその期間も支給）、出産の日後56日間
出産育児一時金	出産をしたとき	1児につき420,000円 ※産科医療補償制度に未加入の分娩機関で出産したときは404,000円になります。

- 出産育児一時金付加金  
1児につき10,000円

## ●死亡したとき

埋 葬 料	死亡したとき	一律50,000円 ※埋葬料を受け取る人がいない場合は、埋葬を行った人に埋葬料の範囲内の実費を支給
-------	--------	--

- 埋葬料付加金  
一律10,000円

# 被扶養者（家族）の給付一覧

法定給付 (健康保険法で決められた給付)			付加給付 (当健保組合独自の給付)
給付の種類	支給要件	給付内容	法定給付に加えて支給

## ●病気やけがをしたとき

家族療養費	保険医療機関に保険証を掲出して、病気やけがの療養を受けたとき	保険適用分の医療費の7割 ●小学校入学前の場合 8割 ●70歳～74歳の場合 【一般】8割 平成26年3月31日以前に70歳に達している人は9割（健康保険組合から8割/公費から1割） 【現役並み所得者※】7割
* 保険外併用療養費	保険外の療養を併用したとき、健康保険のワク内は上記と同じ	
* 第二家族療養費	立替払いをしたとき	基準により算定した額を支給
高額療養費	1ヵ月1件の医療費自己負担が右記の限度額を超えたとき、超えた額を支給（世帯合算等の負担軽減措置あり）	●以下の自己負担限度額（1ヵ月）を超えた額 【標準報酬月額83万円以上】 252,600円+（医療費-842,000円）×1% 【標準報酬月額53～79万円】 167,400円+（医療費-558,000円）×1% 【標準報酬月額28～50万円】 80,100円+（医療費-267,000円）×1% 【標準報酬月額26万円以下】57,600円 ●直近12ヵ月間に3ヵ月以上高額療養費に該当した場合、4ヵ月目からは自己負担限度額が低額になります ●70歳～74歳の自己負担限度額は異なります
合算高額療養費	同一世帯内で21,000円以上の自己負担が1ヵ月に2件以上あり、その額を合算すると限度額を超えるとき	
高額介護合算療養費	1年間に医療と介護にかかった自己負担の合算額が限度額を超えたとき	1年間に医療と介護にかかった自己負担の合計額が所得区分に応じ定められた自己負担限度額を超えたとき、超過分を医療にかかった自己負担の比率に応じて按分した額を支給
家族訪問看護療養費	訪問看護を受けたとき	看護費用の7割 ※小学校入学前・70～74歳の給付割合は家族療養費と同様です
入院時食事療養費	入院して医療機関から食事の提供を受けたとき	1日3食780円を限度に1食260円を超えた額 ※低所得者には負担軽減措置があります
入院時生活療養費	65歳以上の人が療養病床に入院したとき	食費として1日3食を限度に1食あたり460円を超えた額、居住費として1日320円を超えた額 ※低所得者には負担軽減措置があります。
家族移送費	歩行が困難な状態で転院などをするとき	健康保険組合が算定する基準額の範囲内の実費

- 家族療養費付加金
  - 合算高額療養費付加金
  - 家族訪問看護療養費付加金
- 自己負担額（1ヵ月、1件ごと。高額療養費・合算高額療養費は除く）から下記の金額を控除した額（1,000円未満不支給・100円未満切り捨て）
- ①一般世帯：
    - 25,000円+（かかった医療費-267,000円）×1%  
（ただし、かかった医療費が267,000円以下のときは25,000円）
  - ②上位所得者世帯：診療月の標準報酬月額が53万円以上の世帯
    - 43,000円+（かかった医療費-500,000円）×1%  
（ただし、かかった医療費が500,000円以下のときは43,000円）

## ●出産をしたとき

家族出産育児一時金	被扶養者が出産をしたとき	1児につき420,000円 ※産科医療補償制度に未加入の分娩機関で出産したときは404,000円になります。
-----------	--------------	---

- 家族出産育児一時金付加金  
1児につき10,000円

## ●死亡したとき

家族埋葬料	被扶養者が死亡したとき	一律50,000円
-------	-------------	-----------

- 家族埋葬料付加金  
一律10,000円

●75歳以上の人は後期高齢者医療制度に加入するため、健康保険組合から保険給付が行われることはありません。

※ 現役並み所得者…70～74歳で標準報酬月額280,000円以上の人が該当します。